

鈴鹿市シティプロモーション動画制作業務委託
事業者選定プロポーザル実施要領

1 趣旨

鈴鹿市（以下「発注者」という。）は、令和6年4月から8年間を計画期間とした「鈴鹿市総合計画2031」を策定し、人口減少対策の一環として、シビックプライドの醸成や経営資源の獲得に向け、シティプロモーションを展開していくこととした。

そこで、市の魅力を戦略的にプロモーションし、インバウンド需要の拡大や観光誘客につなげるための鈴鹿市シティプロモーション動画を制作するに当たり、当該業務の受託事業者を募集し、最も適切な優先交渉権者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 物件名

鈴鹿市シティプロモーション動画制作業務委託

(2) 業務内容

鈴鹿市シティプロモーション動画制作業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 選定方法

公募型プロポーザル

(5) 委託料上限額

1,320,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

3 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の各号に定める要件を満たしていること。

なお、参加資格の基準日は、プロポーザル参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに以下の参加資格要件のいずれかを欠く事態が生じた場合は失格とする。

(1) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

(3) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがな

されていないこと。

- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者（破産者で復権を得ない者等）でないこと。
- (6) 鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (7) 鈴鹿市入札参加資格者名簿に取扱業種「2801 広告代理・企画」又は「2802 イベント企画・運営」で掲載されていること。

4 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「企画提案者」という。）は、次に定める書類に必要事項を記載の上、持参又は郵送により提出すること。

なお、参加表明した場合であっても、優先交渉権者として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。

- (1) 参加表明書提出期間
公告日から令和 6 年 6 月 21 日（金）17 時 15 分まで
- (2) 提出場所
鈴鹿市 政策経営部 総合政策課（鈴鹿市役所本館 6 階 63 番窓口）
- (3) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合には「一般書留、簡易書留又は特定記録郵便」で、令和 6 年 6 月 21 日（金）17 時 15 分必着で次の宛先に郵送すること。なお、郵送方法が異なる場合は受け付けることができない。

【宛先】〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号
鈴鹿市 政策経営部 総合政策課 宛て

- (4) 提出書類
ア 参加表明書（様式 1）
イ 会社の概要が分かるパンフレット等
- (5) 提出部数
1 部
- (6) 参加資格審査結果通知
参加結果は、令和 6 年 6 月 25 日（火）に電子メールにて通知する。

5 提案書等の提出

- (1) 提出書類

ア 企画提案書（表紙）

- ①様式2を使用し、本業務を行うに当たり基本的情報を記載する。
- ②文字サイズは12ポイント以上

イ 企画提案書（内容）

- ①参考様式に準じ、留意事項に留意し記載する。

ウ 経費見積書

- ①様式3を使用し、積算額及び備考欄にその積算根拠を記載する。
- ②【参考】令和7年4月から3月までの専用サイト運用保守経費（年額）」に参考見積額を記載する。（本見積額は、令和7年4月以降の継続利用を検討するための参考資料とし、審査基準には含まない。）
- ③金銭の単位は円とする。

エ 過去3年程度の類似・関連事業の実績内容

- ①これまでの実績について、事業内容、実施期間等をできる限り具体的に記載する。
- ②様式は任意とする。

(2) 企画提案に当たっての留意事項

- ア 提出期限を過ぎた後の追加及び修正は認めない。
- イ 企画提案書の内容が本仕様の規定に適合しない場合は無効となることがある。

(3) 提出部数

正本1部、副本7部 ※副本は写しで可とする。

(4) 提出期間等

ア 提出期間

令和6年6月26日（水）8時30分から令和6年7月12日（金）17時15分まで

※提出書類に不備などがあり、提出期限までに補正できない場合は、無効とし、書類は返却しない。

イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合には「一般書留」、「簡易書留」又は「特定記録郵便」とし、令和6年6月26日（水）8時30分から令和6年7月12日（金）17時15分必着で次の宛先に郵送すること。

なお、郵送方法が異なる場合は受け付けることができない。

【宛先】〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市 政策経営部 総合政策課 宛て

ウ 提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案は、1提案者につき1案とする。
- ・提出された書類は、必要に応じ発注者が複写する。
- ・提出された書類の内容については、企画提案者の承諾なしに他に利用することはない。

(5) 質問の受付及び回答

公募に関する質問は、別紙「質問書」(様式4)により電子メールで送信の上、電話にて到着確認をすること。原則として、持参、郵送、電話等による質問は受け付けない。

ア 質問の受付

令和6年6月21日(金)17時15分まで

イ 質問書の作成等

別紙「質問書」(様式4)にて作成のこと。

ウ 送信先

送 信 先 : 鈴鹿市 政策経営部 総合政策課

電 話 : 059-382-9038

Eメール : sogoseisaku@city.suzuka.lg.jp

エ その他

質問及び回答内容を令和6年6月25日(火)に鈴鹿市公式ウェブサイト
で公開する。

6 選定事業者数

1 事業者

7 失格事項

企画提案者が、次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 「3参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

8 審査の実施及び優先交渉権者の決定

(1) 審査方法

本業務の優先交渉権者の選定は、審査委員会において「鈴鹿市シティプロモーション動画制作業務委託事業者選定プロポーザル評価基準」に基づき審査を行う。なお、提出された企画提案書等の書類(以下「提案書等」という。)につ

いてプレゼンテーション審査を実施する。なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

ア プレゼンテーション審査実施日

令和6年7月22日（月）予定

イ 実施場所

鈴鹿市役所 本館7階 702会議室 予定

ウ 実施内容

プレゼンテーションは、提出された提案書等のみを使用し、内容の説明を行う。ただし、プレゼンテーション審査実施日までに、デモ動画を制作した場合は、当該動画を用いた説明を行うことも可とする。出席者は3名以内とし、説明は管理責任者又は主任担当者が行い、1提案者当たり25分（説明15分、質疑応答10分）以内で行うこと。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年7月下旬に全提案者に文書で通知し、鈴鹿市公式ウェブサイトで公開する。

9 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

契約方法は、優先交渉権者と決定された者と次のとおり予定している。

物件名	履行期間	備考
鈴鹿市シティプロモーション動画制作業務委託	契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで	優先交渉権者との見積合わせ後、随意契約

※原則として優先交渉権者の提案書の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、優先交渉権者との協議により、項目を加除、変更する場合がある。また、これにより委託料上限額を超えない範囲で、契約内容及び契約金額等の調整を行うことがある。

(2) 契約保証金

鈴鹿市契約規則第27条により、契約金額の100分の10以上の額とする。

（鈴鹿市契約規則第27条第1項各号に該当する場合は免除）

(3) 支払条件

検収後、請求日から30日以内に支払う。

10 スケジュール（予定）

実施スケジュールは以下のとおりとする。ただし、市役所の閉庁日を除く。

募集の公告	令和6年6月10日(月)
参加表明書の提出	令和6年6月10日(月)～6月21日(金)
プロポーザルに関する質問の受付	令和6年6月10日(月)～6月21日(金)
プロポーザルに関する質問の回答	令和6年6月25日(火)
参加資格審査結果通知	令和6年6月25日(火)
提案書等の受付	令和6年6月26日(水)～7月12日(金)
審査	令和6年7月22日(月) 予定
審査結果通知	令和6年7月下旬 予定
契約締結	令和6年8月上旬～中旬 予定

11 その他

- (1) 参加表明書等提出後、辞退する場合は、速やかに辞退理由等を記載した辞退届(様式は任意)を提出すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する経費はすべて企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書等の書類は、鈴鹿市情報公開条例に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、参加者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。